

あやせっ子ふれあいプラザ事業に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市立小学校を使用して行うあやせっ子ふれあいプラザ事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業目標)

第2条 この事業は、家庭・地域・学校が連携し、遊びを通じて異年齢児間の交流を促進するとともに、創造性、自主性及び社会性を養い、もって児童の健全育成に寄与するものとする。

(設置)

第3条 市長は、前条の事業目標を達成するため、綾瀬市立の小学校（以下「小学校」という。）に、あやせっ子ふれあいプラザ（以下「プラザ」という。）を設置する。

2 プラザは、プラザを設置する小学校に通学する児童の遊び場として、放課後、学校の授業に影響が及ばない範囲で、各小学校の体育館、校庭等を開放するものとする。

(実施日等)

第4条 事業の実施日は、月曜日から金曜日までの放課後及び綾瀬市公立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年綾瀬町教育委員会規則第1号）第3条第5号に規定する夏季休業の日とし、事業終了時間は午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、天候、日没の時間その他事業の運営上必要と認めるときは、実施日及び実施時間を変更できるものとする。

(運営)

第5条 各小学校に設置するあやせっ子ふれあいプラザ運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、地域の代表者等によって組織し、児童の遊びの支援及び安全確認のため、健全育成に意欲のある者をパートナーとして選任するものとする。

2 運営委員会は前項のパートナーのほか、第2条に規定する目標達成のための協力者及び保護者の協力によって事業を実施するものとする。

3 あやせっ子ふれあいプラザ運営委員会連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）は、各小学校の運営委員会の代表者で組織し、運営委員会相互の連絡調整を図るものとする。

(事業の委託)

第6条 プラザの運営は、連絡協議会及び運営委員会に委託するものとする。

(保護者負担)

第7条 事業の運営に係わる保護者負担は無料とする。ただし、特別な行事等に係る経費については、実費を負担するものとする。

(協議)

第8条 市長は、必要に応じて教育委員会と協議を行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。